

資料編

会議経過

豊島区がん対策推進会議

開催日	主な検討内容
第1回豊島区がん対策推進会議 令和7年8月4日（月） 池袋保健所講堂	<ul style="list-style-type: none"> がん対策推進計画（第3次）の最終評価について がん対策推進計画（第4次）の改定について
第2回豊島区がん対策推進会議 令和7年10月17日（金） 池袋保健所講堂	<ul style="list-style-type: none"> がん対策推進計画（素案）について
第3回豊島区がん対策推進会議 令和7年11月25日（火） 池袋保健所講堂	<ul style="list-style-type: none"> がん対策推進計画（素案）について
第4回豊島区がん対策推進会議 令和8年2月3日（火） 池袋保健所講堂	<ul style="list-style-type: none"> がん対策推進計画（素案）へのパブリックコメントの結果について



要綱

豊島区がん対策推進会議設置要綱

平成27年4月1日
健康担当部長決定

制定 平成22年4月 1日
改正 平成24年4月17日
改正 平成27年4月 1日
改正 令和3年 1月 20日
改正 令和6年 2月 29日

（設 置）

第1条 豊島区においてがん対策を推進するにあたり、「豊島区がん対策推進本部」の下部組織として、区の現状の検証、がん対策に関する条例の制定及びがん対策に関する計画の策定、がんに関する施策等について、専門的な見地から検討し、意見聴取するため、豊島区がん対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) がん対策推進条例の制定に関すること。
- (2) がん対策推進計画の策定に関すること。
- (3) がんに関する施策の推進に関すること。
- (4) その他がん対策に関して、推進会議が必要と認めること。

（構 成）

第3条 推進会議は、次に掲げる者につき、区長が依頼又は指名する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域医療関係者
- (3) 区民及びがん関連団体関係者
- (4) 区職員

2 推進会議は上記の委員以外に区長が指名する顧問を置くことができる。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、就任した年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第5条 推進会議に会長及び副会長を、各1名ずつ置く。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 副会長は、会長の指名による。
- 4 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（招 集）

第6条 推進会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 推進会議は、やむを得ない事情により会議の開催が困難であると会長が認める場合は、書面等により開催することができる。
- 3 会議は、過半数の委員の出席をもって成立する。但し、前項の規定により開催する場合は、この限りではない。

(意見の聴取)

第7条 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会の設置)

第8条 推進会議は、第2条に掲げる所掌事項を効率的に検討するため、必要があると認める場合は、部会を置くことができる。

- 2 部会は、がん対策推進に関する専門的な課題について検討し、その結果を推進会議に報告するものとする。
- 3 部会長は、会長が指名し部会を主宰する。
- 4 部会は、部会長が召集する。
- 5 部会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 推進会議及び部会の庶務は、健康部地域保健課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、豊島区事案の決定等に関する規程（平成17年豊島区訓令甲第2号）第3条及び第4条の規定により、健康担当部長の決定区分とする。

附 則

この要綱は、平成24年4月11日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

会議委員名簿

役職	氏名	職名・所属	区分
会長	辻井 俊彦	介護老人保健施設 ガーデニア・ごしょみ施設長	地域医療関係者
副会長	小林 裕太郎	豊島区医師会会長	地域医療関係者
委員	高沢 亮治	東京都立大塚病院泌尿器科部長	病院関係者
	山田 陽介	東京都立豊島病院緩和ケア内科部長	
	吉永 繁高	東京都立多摩総合医療センター 消化器内科部長	
	櫻井 裕幸	日本大学医学部附属板橋病院 がん相談支援センター長	
	土屋 淳郎	豊島区医師会特任理事	地域医療関係者
	黒田 亘一郎	豊島区歯科医師会専務理事	
	江村 公良	豊島区薬剤師会副会長	
	入澤 亜希	豊島区看護師会理事	
	石原 聖久	豊島健康診査センター所長	
	中辻 康博	豊島区在宅医療相談窓口・多職種連 携拠点室長	
	飯島 一夫	区民	区民委員
	安見 公余	区民	
	吉田 由美子	NPO 法人サクセスみらい科学機構 事務局長	団体関係者
	寺西 新	豊島区池袋保健所長	区職員

条例

豊島区がん対策推進条例

平成22年12月13日
豊島区条例第38号

(目的)

第1条 この条例は、がんが区民の生命及び健康にとって重大な脅威となっている現状にかんがみ、がんの予防及び早期発見、それらに係る普及啓発並びにがん患者等の負担の軽減を図ることにより、がん対策の総合的かつ計画的な推進に資することを目的とする。

(区の責務)

第2条 豊島区(以下「区」という。)はがん対策に関し、がんに関する正しい知識の普及啓発、がんの予防に関する実効性のある施策及びがん患者等に対する必要な支援を実施するよう努めるものとする。

(区民の責務)

第3条 区民は、自らの健康を保持するため、がんに関する正しい知識を持ち、区が行うがんの検診事業に定期的に参加する等がんの早期発見及び早期治療に努めるものとする。

(国及び東京都等との連携)

第4条 区は、国、東京都、医療関係団体、医療機関その他の関係機関との連携を図りつつ、区の特性に応じたがん対策を実施するものとする。

(がんの予防及び早期発見の推進)

第5条 区長は、がんの予防及び早期発見を推進するため、次に掲げる施策を行う。

- (1) 喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響を普及啓発するための施策
- (2) がん検診の受診率向上及び質の向上を図るために必要な施策
- (3) 教育委員会と協働し、健康教育の一環として、児童・生徒及び保護者に対し、がんの予防に関する普及啓発を図るための施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、がんの予防及び早期発見を推進するために必要な施策

(区民に対する情報提供)

第6条 区は、区民のがんに関する意識を高め、理解と関心を深めるため、区民に対し、がん対策に関する情報を提供するよう努めるものとする。

(喫煙による健康被害の予防)

第7条 区は、受動喫煙による健康被害を防止するため、公共施設における禁煙及び分煙化の推進に努めるものとする。

(がん対策における地域医療連携体制の整備)

第8条 区は、医療関係団体、医療機関、介護事業者等と連携し、がん患者が、その居宅等において身体的又は精神的な苦痛を軽減するため、緩和ケア等の必要な支援を受けることができる体制の整備に努めるものとする。

(区内企業等との連携)

第9条 区は、区内企業、団体等と連携し、職場におけるがん検診及びがんに関する普及啓発の推進に努めるものとする。

(がん対策推進計画の策定)

第10条 区は、がん対策を計画的に推進するため、がん対策推進計画を策定し、がん対策に関する施策の実現に努めるものとする。

(がん患者等への支援)

第11条 区は、がん患者及びその家族を支援するため、がん患者等で構成される団体に対し、必要な情報提供等に努めるものとする。

(財政上の措置)

第12条 区は、がん対策に関する施策を計画的に実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

豊島区がん対策基金条例

平成22年12月13日
豊島区条例第38号

(設置)

第1条 豊島区が実施するがんの検診及び予防施策並びにそれらに係る普及啓発の施策に要する費に充てるため、豊島区がん対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、豊島区一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、豊島区一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 区長は、第1条の目的を達成するため、基金の全部または一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。



**TOSHIMA
CITY**

豊島区がん対策推進計画

〈第4次〉

令和8年（2026年）3月改定

編集・発行 豊島区 健康部 地域保健課

TEL (03) 3987-4243